

ネーミングライツ事業実施契約書（案）

国立大学法人東京学芸大学（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、甲が所有する施設等の別称等を決定する権利（以下、「命名権」という。）の付与に関して、以下のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、命名権について基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

（命名権）

第2条 甲は、乙に対して、本契約に定めるところにより以下の施設等の命名権を付与する。

対象施設等：西4号館W110教室

（別称等）

第3条 対象施設等の別称等は次のとおりとする。ただし、甲は、対象施設等の名称は変更しないものとし、必要に応じて別称等ではなく、施設等の名称を使用することができる。

別称等：「〇〇〇〇」

2 甲は、前項の別称等を積極的に使用しなければならない。

3 本契約期間内において、乙は別称等を変更することはできない。ただし、甲が特に必要と認めるときは、この限りではない。

（別称等表示サイン、案内看板等の設置）

第4条 乙は、甲と協議のうえ、対象施設等及び甲の構内に新たに別称等の表示サイン、案内看板等（以下、「サイン等」という。）を設置することができる。

2 前項に定める場合のほか、乙は、甲が設置した対象施設等及び甲の構内のサイン等について、別称等に変更することを申し入れることができる。

3 前2項に定めるサイン等の内容（デザインや大きさ等）、設置箇所及び掲示方法等については、甲の定める基準に基づき、甲乙協議のうえ決定するものとする。

4 第1項及び第2項に定めるサイン等の設置及び変更は乙が実施するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

5 第1項に定めるサイン等の所有権は乙に帰属し、第2項に定めるサイン等の所有権は甲に帰属するものとする。

6 本契約の契約期間の終了又は解除したときは、甲が指定する日までに、乙の費用負担により原状回復するものとする。

7 前項に規定する原状回復を乙が行わない場合、甲は、乙の同意を得ることなく原状回復を行うことができる。甲は、当該原状回復に要した費用を乙に請求し、乙は直ちにこれを支払わなければならない。

8 甲は、別称等のサイン等が安全かつ適正に設置されているか確認することに努めるとともに、当該サイン等が安全かつ適正に設置されていないことを確認した場合には、速やかに乙に通知するものとする。

（サインの管理）

第5条 前条第1項及び第2項に定めるサインの修繕等、維持管理に要する費用については、乙

が負担する。また当該サインにより第三者に損害が生じた場合の責任は、乙が負うものとする。

(命名権に付帯する諸権利等)

第6条 甲が、本契約に基づき乙に提供する諸権利等は、次に掲げるとおりとする。

- 一 甲は、甲が管理する出版物やホームページ等を通じて、別称等の普及と定着に努力する。
- 二 乙は、対象施設等の命名権が付与されていることを、乙の管理する出版物やホームページで表示することができる。
- 三 前各号に定めるもののほか、乙が応募時に提案した条件については、甲が書面により許可した場合に限り、これを認める。

(契約期間)

第7条 本契約の契約期間は、令和○年4月1日から令和○年3月31日までとする。

- 2 別称等の使用期間は前項の本契約期間と同様とし、使用期間の終了の日までに、本契約が終了した場合は、別称等の使用期間も終了する。

(契約期間の満了及び更新)

第8条 乙は、本契約の更新を希望するときは、契約期間満了の3ヶ月前までに、その旨を甲に書面で通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の通知を受領したときは、乙との間で本契約の更新について協議するものとする。
- 3 第1項に定める通知がない場合又は前項に定める協議が整わない場合には、本契約は前条第1項に定める期間の末日をもって終了する。

(命名権料)

第9条 本契約に基づく命名権料は、年額○○○円（うち消費税及び地方消費税額○○○円）とする。ただし、令和○年度については、○○○円（うち消費税及び地方消費税額○○○円）とする。

- 2 乙は、前項に定める命名権料について、甲が発行する請求書により、各年度の○月○日までに支払わなければならない。ただし、令和○年度については、令和○年○月○日までに支払わなければならない。
- 3 乙が、前項に規定する日までに本条第1項に規定する金額を納付しないときは、支払期日の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年率3パーセントの割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(知的財産権の無償使用)

第10条 乙が、別称等に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。以下同じ。）を取得した場合においては、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

- 2 知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙の協議により別途定めるものとする。
- 3 標示された別称等が第三者の知的財産権を侵害した場合には、乙は自らの責と負担においてこれを解決し、甲には一切迷惑をかけないものとする。

(損害賠償)

第11条 甲及び乙は、その責めに帰することができない事由による場合を除き、本契約を履行しな

いため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除)

第12条 甲及び乙は、本契約の相手方につき、次の各号いずれかの事実が生じた場合は、第7条第1項に定める契約期間中であっても、本契約を解除することができる。

- 一 本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
- 二 正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。
- 三 本契約に定める条項に違反したとき。
- 四 乙が、法令、甲の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- 五 乙の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- 六 乙の都合により、本契約に定める義務の履行が困難となったとき。
- 七 その他甲が命名権の付与を取り消すことが必要と認めるとき。

2 乙が前項第6号により、本契約を解除するときは、希望する契約解除日の1ヶ月前までに甲に申し入れなければならない。

(命名権料の返還)

第13条 甲は、前条の規定に基づき、本契約を解除したとき、乙が既に支払った命名権料を返還しないものとする。ただし前条第1項第7号に基づき、本契約を解除したときには、命名権料の返還について甲乙協議のうえ決定する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第14条 乙は、本契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

2 前項に対する違反があった場合には、甲は第11条第1項に基づき契約を解除できる。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、本契約の履行に関し相手方から秘密である旨明示して開示された情報（以下「秘密情報」という。）を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了又は解除の後も秘密情報を保有する限り効力を有する。

(疑義に関する協議)

第16条 本契約の内容に関し、疑義が生じた場合には、甲乙の協議により解決するものとする。

(裁判管轄)

第17条 本契約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 東京都小金井市貫井北町4-1-1

国立大学法人東京学芸大学

学 長 國 分 充

(乙)